

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年10月17日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700053号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700019号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成5年10月31日から同年11月1日に訂正し、平成5年10月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。
平成5年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成5年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年6月30日から平成8年2月27日に訂正し、平成7年6月から平成8年1月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。
平成7年6月30日から平成8年2月27日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
- 3 請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年2月27日から同年7月1日に訂正し、平成8年2月から同年6月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。
平成8年2月27日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成8年2月27日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 4 その他の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成5年10月31日から同年11月1日まで
②平成7年6月30日から平成10年3月1日まで

平成2年4月にB事業所に入社し、その後は、同事業所及びそのグループ会社であるA事業所に勤務し、平成10年2月末日に退職した。

請求期間①について、年金記録では、平成5年10月31日にA事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年11月1日にB事業所において同資格を取得しているが、両事業所に継続して勤務していた。

請求期間②について、年金記録では、平成7年6月30日にB事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、平成10年2月末日まで同事業所に継続して勤務していた。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が所持する退職金規則及び退職金表(平成10年2月27日付け)において、請求者の勤続年数が8年とされていること、及び当時、B事業所及びA事業所の事業主の妻で事務担当者でもあった者を含む複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、B事業所及びそのグループ会社に継続して勤務し(平成5年11月1日にA事業所からB事業所に異動)、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、請求者のA事業所における平成5年9月の厚生年金保険の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成5年10月31日から同年11月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成5年10月31日から同年11月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を平成5年11月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを平成5年10月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年10月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成5年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち平成7年6月30日から平成8年2月27日までの期間について、雇用保険の被保険者記録により、請求者は、当該期間において、B事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同事業所が同保険の適用事業所でなくなった日である平成7年6月30日と記録されているところ、同記録は、平成8年2月27日付けで、平成7年10月1日の定時決定を取り消された上で遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、上記遡及処理が行われた平成8年2月27日において、請求者と同様に、平成7年6月30日まで遡って資格喪失処理が行われている者が3人確認できる上、他の一人は、当該遡及喪失処理を行った日の翌日である平成8年2月28日に、B事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日とされる平成7年6月30日以後の被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の記録について取消処理が行われていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、B事業所は、平成7年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、商業・法人登記簿謄本により、同事業所は当該期間において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

加えて、B事業所の事業主の妻で当時の事務担当者でもあった者は、当時、同事業所の経営が悪化し、社会保険事務所に納付するべき保険料を滞納したため、遡って厚生年金保険の適用事業所でなくする届出を行った旨を陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成7年6月30日に厚生年金保険被保険

者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日である平成8年2月27日であると認められる。

また、平成7年6月から平成8年1月までの標準報酬月額については、平成7年5月の厚生年金保険の記録及び取消処理された平成7年10月1日の定時決定の記録から、24万円とすることが妥当である。

- 3 請求期間②のうち平成8年2月27日から同年7月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録により、請求者は、当該期間において、B事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、請求者が所持する平成8年4月及び同年5月の給料明細書において、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる上、同じく請求者が所持するB事業所から交付された平成8年12月18日付けの文書において、請求者は、厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の届出が行われた以後も平成8年6月分まで継続して厚生年金保険料が給与から控除されていた旨の記載が確認できる。

さらに、商業・法人登記簿謄本により、B事業所は、当該期間において法人の事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、平成8年2月から同年6月までの標準報酬月額については、請求者が所持する給料明細書及びB事業所から交付された上述の文書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成8年2月27日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、平成8年2月27日から同年7月1日までの期間について、B事業所は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の平成8年2月27日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②のうち平成8年7月1日から平成10年3月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録により、請求者は、当該期間において、B事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者が所持する平成8年9月、平成10年1月及び同年2月の給料明細書において、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同じく請求者が所持するB事業所から交付された平成8年12月18日付けの文書において、請求者は、平成8年7月分以後の厚生年金保険料を控除されていない旨の記載が確認できる。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。